

## FIDIC 契約約款のポイント（第 8 回）

### 請負者の工期に関する責任及び工期の延長（EOT）について

建設/インフラニューズレター

2025 年 4 月 7 日号

執筆者:

[宇野 伸太郎](#)

[s.uno@nishimura.com](mailto:s.uno@nishimura.com)

[森田 桂一](#)

[ke.morita@nishimura.com](mailto:ke.morita@nishimura.com)

[村田 智美](#)

[t.murata@nishimura.com](mailto:t.murata@nishimura.com)

本シリーズでは、世界の建設・インフラプロジェクトで最も広く使用されており、国際建設契約のスタンダードともいえる FIDIC 契約約款のポイントを複数回にわたって解説する。今回は、FIDIC 契約約款（8 条）のうち、工期、工程計画、工期の延長、工事の進捗度、遅延損害賠償に関する定めを中心に解説する。本稿では、特に断りのない限り、1999 年版のイエローブックを前提とする。

#### 1. FIDIC における基本的な工期に関する責任

工事請負契約において工期はもっとも重要な合意事項の一つである。FIDIC では、請負者は、工事全体及び（特に定められた場合には）各区分について合意された工期（Time for Completion）までに、当該工事の全体及び各区分を完成させる義務を負うものとされている（8.2 条）。請負者が工期に遅滞した場合には、請負者は、入札付属書類等の定めに従い、遅延損害賠償（delay damages）を行う義務を負うとされている（8.7 条）。この遅延損害賠償は、工期の遅滞に対する唯一の損害賠償であるとされている。

また、FIDIC では、請負者に工事全体及び各区分を工期までに完成させる義務を負わせると共に、工程計画に対して一定の法的拘束力を持たせている点も特徴である。請負者は、工事の開始を指示するエンジニアの通知を受領してから 28 日以内に工程計画をエンジニアに提出する義務を負い、発注者側の人員は、その活動を計画する上で当該工程表に依拠することができる（8.3 条）。

請負者が工期の延長を請求することができない事由により、工期を達成できないほどに工事進捗が遅滞している場合及び/又はその時点における工程計画に遅れている場合には、エンジニアは、請負者に対して、遅れを取り戻すための改定工程計画と修正工法を記載した補足説明書を提出させることができるものとされている（いわゆるアクセラレーション措置）。エンジニアが別途通知しない限り、請負者はかかる修正工法を採用しなければならず、この修正工法等に要する費用は、請負者の負担である。そして、当該修正工法の導入によって、発注者にも追加の費用負担が生じた場合には、前記 8.7 条に基づく遅延損害賠償に加えて、当該追加費用を支払わなければならないものとされている（8.6 条）。

さらに、FIDIC では、請負者に「迅速に、且つ遅延なく」（with due expedition and without delay）工事を行う義務を負わせている（8.1 条）。当該義務の解釈は、適用される準拠法によるものであるため、日本法を前提とした場合の解釈は未知数である。もっとも、英米法圏の実務家の中では、当該義務は、8.2 条に

定める工期までに工事を完成させる義務及び 8.3 条に定める工程計画に従って工事を完成させる義務とは別の義務であるという見解もある<sup>1</sup>。

このように、FIDIC では、工期までに工事を完成させる義務、工程計画に従う義務、さらには、（立場によっては）迅速に、且つ遅延なく工事を継続する義務という法的責任を定めている。

## 2. 工期の延長（Extension of Time）

FIDIC においては、工期の管理の方法として、工期の延長（Extension of Time、以下「EOT」という。）の請求が重要である。日本法では、工事遅延に基づく損害賠償責任は、債務不履行の一般法理により、帰責性が抗弁となる（民法 415 条 1 項但書）。それゆえ、工事が工期に遅滞した場合でも、その遅滞の原因が不可抗力や発注者の責めに帰すべき事由に起因すると反論することで、損害賠償責任から免れることができる（例えば民間（七会）連合協定工事請負契約約款で遅延損害金を定める 30 条(1)項は「ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない」と記載している。）。

他方、FIDIC では、工期に間に合わなかった場合は、遅滞についての請負者の責任の有無を問わず<sup>2</sup>、遅延損害金が発生するという建て付けとなっている。請負者は、遅延損害金を免れるためには、EOT を請求することが必須となっている。

注意が必要なのは、請負者の EOT の権利は、[建設工事請負契約における Time Bar 条項](#)において詳説したとおり、Time Bar 条項により、契約上定められた期間内（28 日間）に通知しないと失権するとされている点である（20.1 条）。したがって、EOT の権利は、適時に通知する必要があり、その管理には特別な注意を払う必要がある。

FIDIC YB 99 では、請負者の EOT 請求事由として、(a)（工事内容等の）変更がある場合、(b)他の条項に基づき、明示的に工期の延長権が定められている場合（例えば、予見不可能な物理的条件が発見された場合等）、(c)例外的な異常気象、(d)伝染病若しくは行政施策の変更に起因する予見不可能な要員若しくは物資の不足、又は(e)発注者、発注者の要員若しくは現場における発注者のその他の請負業者に起因する全ての遅延、妨害若しくは予防行為（prevention）が列挙されている（8.4 条）。

FIDIC では、EOT の権利が認められるべきかどうかについて、エンジニアという一次的な判断者が定められており、エンジニアは EOT 等のクレームに対して公平な決定（fair determination）を行うことが義務づけられている（3.5 条）。もっとも、エンジニアは発注者から起用されるコンサルタントであることもあり、具体的な適用にあたっては、判断が難しい場合も多い。いずれかの当事者において、エンジニアの判断に異議がある場合には、工事途中であっても、紛争裁定委員会、さらには仲裁へと紛争を発展させることが可能である。

---

<sup>1</sup> Ellis Baker, Ben Mellors, Scott Chalmers, Anthony Lavers, "FIDIC Contracts: Law and Practice" (Informa, 2009), 5.60

<sup>2</sup> ただし、厳密には契約準拠法によって変わりうると思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)